

優良業者認定基準

(目的)

第1条 この基準は、市発注工事（企業局発注工事を含む。以下同じ。）において、適切な施工体制により良質な工事を施工したと認められる建設業者を優良業者に認定するための基準、及び優良業者の受注機会の拡大を図るための方法を定めることにより、公共工事の適正な施工を確保することを目的とする。

(対象業者)

第2条 優良業者の認定の対象とする建設業者は、北九州市内に本店を有する建設業者（個人事業者にあつては、主たる営業所を北九州市内に置く業者とする。）で、工事の種類は、土木工事、港湾工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事及び水道施設工事の8工種とする。ただし、工種の格付が最下位の等級に格付けされている建設業者を除くものとする。

(認定)

第3条 市長は、次の要件を満たす建設業者を、工種ごとに、2年間の期限を付して優良業者に認定する。

- (1) 市発注工事における工事成績採点表の評定点の合計が80点以上であること。
- (2) 認定基準日前1年間に於いて、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 市発注工事における工事成績採点表の評定点の合計が65点未満のある者
 - イ 指名停止の措置を受けた者
 - ウ 北九州市建設工事登録業者調査要綱に基づく調査又は工事現場における施工体制点検で、不適切な企業実態又は施工実態がある者
 - エ その他優良業者として認定することが適当でない事実のある者
- (3) 認定基準日前6月間に於いて、次に該当しないこと。
 - ア 文書警告の措置を受けた者

(認定対象とならない工事)

第4条 次に掲げる工事は、前条の認定の対象にしないものとする。

- (1) 随意契約の方法により発注した工事。ただし、競争入札から随意契約に移行した場合を除く。
- (2) 本体工事に付随して特命発注した関連工事又は追加工事（建築一式工事における屋外付帯工事、土木一式工事における追加工事等をいう。以下同じ。）
- (3) 特殊な技術を必要とする工事で、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年規則第59号）第14条第1項ただし書きを適用して発注した工事（小口径推進、推進、信号機移設等の工事）

(取消し)

第5条 市長は、優良業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、すべての工種について、優良業者の認定を取り消す。

- (1) 認定した日以後に竣工した市発注工事における工事成績採点表の評定点の合計が70点未満であるとき。
- (2) 第3条第2号イからエまで及び第3号アの規定に該当する事実が生じたとき。

(認定取消しの対象とならない工事)

第6条 本体工事に付随して特命発注した関連工事又は追加工事は、前条の認定取消しの対象にしないものとする。

(共同企業体方式で発注した工事の特例)

第7条 共同企業体方式で発注した工事については、出資比率が30%以上である構成員を第3条の認定又は第5条の認定取消しの対象とする。

(登録資格更新時の措置)

第8条 既に認定している優良業者について、登録資格更新時に等級格付に変動があった場合は、最下位の等級に格付けされたときを除き、新たに格付けされた等級による優良業者として取り扱う。

(認定及び取消しの方法)

第9条 優良業者の認定に当たっては、最大3工種までとし、優良業者の取消しに当たっては、当該優良業者に係る認定工種が複数あるときは、全工種を同時に取り消すこととする。

(基準日)

第10条 優良業者の認定又は取消しをする日は、市長が第3条又は第5条の事実を知った日の属する月の翌月の1日とする。

(再認定)

第11条 優良業者が認定を取り消された日以後において、新たに第3条の規定に該当することになった場合は、再度、優良業者に認定することができる。

(優良業者の通知及び公表)

第12条 市長は、第3条又は第11条の規定により優良業者を認定したときは優良業者認定通知書(第1号様式)により、第5条の規定により取り消したときは優良業者取消通知書(第2号様式)により、当該建設業者に対し通知するとともに、技術監理局のホームページで公表するものとする。

(優良業者の受注機会の拡大)

第13条 市長は、優良業者が先行する工事の入札において落札決定した直後、又は指名し若しくは入札参加条件を定めるときに手持工事を有する場合であっても、次の方法により行うものとする。

(1) 指名競争入札の方法による場合にあつて指名業者数を増やす必要があるときは、優先的に指名する。

(2) 一般競争入札の方法による場合にあつては、一般競争入札に参加できるよう参加資格条件を設定する。

(その他)

第14条 市長は、第3条に規定する者のほか、建設業者が市発注工事又は事業等の遂行に協力貢献し、これによって市の事業が円滑に実施できたと認められる場合は、当該業者を優良業者として認定することができる。

付 則

この基準は、平成20年1月15日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年3月3日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。